

●港区街づくり推進事務手数料条例申請手数料一覧表【変更認定申請】

二 変更認定申請

(一) 適合証あり		単位:円
1 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る)		3,300
2 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅)		
(1) 住戸ごとの申請の場合 [※]		
申請戸数が1戸のもの		3,300
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの		6,600
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの		11,000
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの		19,000
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの		32,000
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの		58,000
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの		93,000
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの		122,000
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの		134,000
(2) 一の建築物の申請の場合 [※]		
イ 住戸の部分		
建築物の総戸数が1戸のもの		3,300
建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの		6,600
建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの		11,000
建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの		19,000
建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの		32,000
建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの		58,000
建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの		93,000
建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの		122,000
建築物の総戸数が301戸以上のもの		134,000
ロ 共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分)		
当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの		6,500
当該部分の床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以内のもの		18,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		56,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		88,000
ハ 非住宅の部分(住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分)		
当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの		6,500
当該部分の床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以内のもの		18,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		56,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		88,000
3 1及び2以外の建築物		
建築物の延べ面積が300㎡以内のもの		6,500
建築物の延べ面積が300㎡を超え2,000㎡以内のもの		18,000
建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		56,000
建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		88,000

(二) 適合証なし		単位:円
1 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る)		18,000
2 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅)		
(1) 住戸ごとの申請の場合 [※]		
申請戸数が1戸のもの		18,000
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの		37,000
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの		52,000
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの		74,000
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの		108,000
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの		159,000
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの		221,000
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの		291,000
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの		342,000
(2) 一の建築物の申請の場合 [※]		
イ 住戸の部分		
建築物の総戸数が1戸のもの		18,000
建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの		37,000
建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの		52,000
建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの		74,000
建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの		108,000
建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの		159,000
建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの		221,000
建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの		291,000
建築物の総戸数が301戸以上のもの		342,000
ロ 共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分)		
当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの		57,000
当該部分の床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以内のもの		96,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		156,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		205,000
ハ 非住宅の部分(住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分)		
当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの		123,000
当該部分の床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以内のもの		198,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		290,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		361,000
3 1及び2以外の建築物		
建築物の延べ面積が300㎡以内のもの		123,000
建築物の延べ面積が300㎡を超え2,000㎡以内のもの		198,000
建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		290,000
建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		361,000

※低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分又は非住宅の部分が存在しない場合は、当該部分の額は加算しない。

※共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。